学校法人西野学園同窓会西桜会会則

（名称）

第１条　本会は、学校法人西野学園同窓会（西桜会）と称する。

（事務局）

第２条　本会は、事務局を札幌市中央区南５条西 11 丁目 1289-5 に置く。

（目的）

第３条　本会は、西野学園と在校生・同窓生を結ぶ組織として、西野学園の発展と社会貢献を図るとともに、在校生・卒業生の会員相互の交流、親睦等を目的する。

（会の事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）西野学園との連携と相互協力

（２）西野学園の支援

（３）会員への西野学園発信の情報提供

（４）西野学園在校生名簿および卒業生名簿の共有

（５）その他、本会の目的に沿う事業

（会員）

第５条　本会は、次の組織などを持って構成する。

（１）西野学園の卒業生

（２）西野学園の在校生

（３）希望する西野学園の職員または職員だったもの

（４）希望する（１）、（２）の父母

（５）その他、西野学園に関係のある団体・個人で会長が認めたもの

（役員）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）副会長　若干名

（３）常任理事　20 名以内

（４）理事　５名

（５）事務局員　若干名

（６）監事　２名

（役員の選出）

第７条　役職は本会の役員で構成する役員会において互選とする。

（１）第６条（１）、（２）、（３）の役員については、細則で定める学科・同窓会よりそれぞれ２名の代表者から選任する。

ただし、代表者が決定できない場合は、教職員推薦による。

（２）（１）の代表のうち１名は、会長または副会長とする。

会長と筆頭副会長は、この中より互選とする。

（３）代表の残りの１名は、常任理事とする。
（４）各支部の代表者を理事として選任する。
（５）学園職員のうち若干名を事務局員とする。
（６）監事は、（５）以外の学園職員から２名とする。
なお、在校生は学業に支障のないよう配慮し役員は免除する。ただし、意見発案などは、学園職員の事務局員を通じ役員会に提案するものとする。

（会長等）
第８条　会長は、本会を代表し会務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長事故有るときは筆頭副会長が代理する。
３　常任理事・理事は、役員会を構成し、事業を審議・実行する。
４　事務局員は、役員会を構成し、会務を分掌する。
５　監事は、本会の会計・事業について監査する。

（顧問）
第９条　本会に顧問を置くことが出来る。
２　顧問は、会務に関する事項について助言する。

（名誉会長）
第 10 条　本会に名誉会長を置くことができる。

（委嘱）
第 11 条　副会長、常任理事、理事、事務局員、監事、顧問および名誉会長は、会長が委嘱する。
ただし、顧問および名誉会長は、役員会の推薦に基づくものとする。

（任期）
第 12 条　役員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。
２　役員に欠あるときは、役員会の承認のもと補充する。ただし、任期は残任期間とする。

（会議）
第 13 条　本会は下記の会議を置く。
（１）総会
（２）役員会
（３）各種委員会、その他

（総会）
第 14 条　総会は、2 年に一度の定期総会と役員会が必要と認めた臨時総会とする。
総会は最高議決機関であり、会の運営について協議決定する。
２　会則の改廃については、出席の 2/3 以上の賛成が必要であり、その他の案件については、過半数の賛成を必要とする。
３　監事は、本会の会計事業を監査し役員会にて報告するものとする。

（役員会）
第 15 条　役員会は監事以外の役員で構成し、必要と認められるとき開く。
２　役員会は総会の決定事項について、これを執行する。
３　役員会は総会に次ぐ議決機関であり、緊急な事項については、本会で決定し、直後の総会にて追認を受けるものとする。

4　役員会は次に掲げる事項を審議し総会にて承認を受ける。

（1）会則の改廃・細則・規程に関する事項

（2）事業計画及び事業報告に関する事項

（3）予算及び決算に関する事項

（4）会員に関する事項

（5）その他必要と認められ会長が了承した事項

5　会長は役員会を招集する。

（各種委員会）

第 16 条　各種委員会は、各種委員で構成し、必要と認められるとき開く。

（実務委員会）

第 17 条　本会に実務委員会を置ことが出来る。

2　実務委員は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

3　実務委員は、役員会で決定した審議事項を円滑に処理する。

4　実務委員の任期は、定めない。

（支部委員会）

第 18 条　本会に支部委員会を置ことが出来る。

2　支部委員は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

3　支部委員は、役員会で決定した審議事項を円滑に処理する。

4　支部委員の任期は、定めない。

5　支部については、細則で定める。

（行動費）

第 19 条　役員・各種委員・顧問・名誉会長については、ボランティアとする。

2　ただし、細則で定める実費については、弁済してかまわない。

（会計）

第 20 条　本会の経費は、会費及び寄付金等をもって充てる。

2　会費については、細則で定める。

（慶弔）

第 21 条　会員の慶事、弔事については、規程で定める。

（会計年度）

第 22 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（施行細則）

第 23 条　この会則に定めるもののほか,本会の運営に必要な事項は､役員会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1　この会則は、2019 年 7 月 6 日から施行する。

2　この会則は、2025 年 12 月 6 日から施行する。

細則

（会費）

第１条　会則第 20 条における会費は、新入学時に 1 万円納入する。

2020 年より徴収する。ただし、通信生については、別途協議する。

（学科同窓会）

第２条　会則第 7 条における細則で定める学科・同窓会とは、在校生がある学科か、既存の同窓会（学校学科）がある次の学科をいう。

ただし、同一学科で異なる学校の場合、異なる学科で同じ学校など 1 つずつ代表を選出するか、統一するかはその学科や同窓会の判断を尊重する。以下に記載のない学科・学校の卒業生は、個人資格での参加となるが、新たに同窓会を設立するなどした場合、役員会に役員名簿・会則などを届け出て、承認を得られれば、追加する。

（１）臨床検査技師科同窓会　渓流会

（２）函館臨床福祉専門学校同窓会

（３）札幌リハビリテーション専門学校同窓会

（４）札幌医学技術福祉歯科専門学校リハビリ部同窓会

（５）札幌医学技術福祉歯科専門学校歯科衛生士科同窓会

（６）札幌医学技術福祉歯科専門学校臨床工学技士科同窓会

（支部）

第３条　会則第 18 条における細則で定める支部とは次のものをいう。

（１）道南支部

（２）日胆支部

（３）道央支部

（４）道東支部

（５）道北・オホーツク支部

（実費）

第４条　会則第 19 条における細則で定める実費とは次のものをいう。

（１）交通費（市内交通費は 1 千円、JR 旅費・航空旅費など）

（２）宿泊費（1 泊 1 万円）

（３）食事費（1 回 1 千円）

２　行動費はない。

３　（１）について旅費は通常料金とし、公共交通機関を利用する。自家用車を利用する場合も、同額を支払い、事故などは自己責任とし、本会は免責となる。

（講師謝礼）

第５条　講師に謝礼を支払うことが出来る。

（１）同窓生講師については、1 回 5 千円で旅費その他は役員実費と同じとする。

（２）外部依頼講師については、所定の料金を支払う。外部講師のうち、所定の料金が定まっていな

い場合は、1回1万円とする。

2　開催地以外からの参加は、旅費その他は役員実費と同じとする。

3　講師は、講演のみならず、シンポジスト、司会、座長などを含む。

（会議）

第6条　各会議について会則で規定のないものについて規定する。

（1）総会以外は、委任状出席を含む過半数の出席で成立する。

（2）各会議の議長・書記は、会議出席者の中から選出し、会議終了後すみやかにその任を解く。

（3）総会時の会則改廃以外は、会議の議決は出席者の過半数をもって可決とし、賛否同数の場合は議長が決定する。

（4）議決は拍手、挙手、投票による。

（5）議長の議決権は、（3）以外ないものとする

この細則は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

附則

1　この細則は、2019年7月6日から施行する。

2　この細則は、2025年12月6日から施行する。

慶弔規程

第１条　本会および西野学園において多大なる功績を残した関係者に対し、慶弔を規定する。

（１）慶事。退職時の記念品。叙勲受章披露会などに対する祝電。

（２）弔事。死亡に対して弔電。

（３）慶事については、3 期以上就任した役員、おおむね 10 年以上勤務した教職員をさす。記念品は、1 万円とする。

（４）弔事については、（３）および現職の役員、教職員とする。

第２条　事務局が把握できたものに関し、執行する。

（１）本人または、遺族が不要のむね申し立てた場合、執行しない。

（２）時間に余裕があるときは役員会に諮るが、それ以外のときは、会長承認のうえ、次の役員会にて報告する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

附則

１　この規程は、2019 年 7 月 6 日から施行する。

奨学金事業規程

第１条　本会の事業として奨学金を無償還型として給付する。

（１）西野学園の専門学校の１学年目の２月に公募する。

（２）公募の中から教職員が各学科１名程度選抜し、役員会にて１名（最大で２名）奨学金給付生を決定する。

（３）成績に加え、出席数、授業態度、生活態度などを加味して審議する。

（４）２学年４月より月３万円を１年間給付する。

（５）給付後、卒業しなかったものは、返納する。ただし、特段の理由がある場合は、役員会で協議する。

（６）卒業時に同窓会長賞として表彰する。

第２条　2021 年より給付する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

附則

１　この規程は、2019 年７月６日から施行する。

２　この規程は、2025 年６月 19 日から施行する。

奨学金事業規程細則

（趣旨）

第１条　この細則は、学校法人西野学園同窓会西桜会奨学金事業規程第１・２条に基づき、奨学金事業の運営に関し必要な事項を定める。

（応募資格）

第２条　応募基準は、次のとおりとする。

（１）申請時、西野学園に在学する第１学年の学生であること

（２）学業・人物・生活態度などが優秀であると認められること

（３）経済的困窮度が高いこと

（４）同窓会活動への意欲を有すること

以上を満たし優秀と認められる者に対し、奨学金の給付を行う。

（募集期間および選考方法）

第３条　奨学金事業規程第１条２に基づき、第１学年２月に候補者の公募を行い、奨学金申請書(第１号様式及び第１号様式―2、第１号様式―3)に必要事項を記入し、担任教員まで提出、各学科で集約する。各学科(担任教員等)は、奨学金申請書の必要事項を記入し、西桜会事務局へ期日までに提出。厳正な選考ののち、原則１名（最大で２名）を決定する。

（１）応募基準および選考方法については別途役員会で定める。

（２）選考決定後、奨学生は学校法人西野学園同窓会西桜会奨学金受給に関する誓約書および所得証明書等の提出を行うものとする。

（奨学金）

第４条　給付金額および対象人数については次の通りとする。

給付金額　月３万円×12ヵ月＝36万円（第２学年４月～翌年３月まで）

対象人数　原則１名（最大で２名）

（採用の取り消し）

第５条　奨学生が次のいずれかに該当した場合、奨学生の採用を取り消すものとし、受給した本奨学金の返還を求めることができる。

（１）虚偽の申請等不正な方法により給付を受けた場合

（２）給付後、卒業をしなかった場合(特段の理由がある場合は、役員会で協議する)

なお、採用の取り消しに伴う奨学金の返還については、次のとおり行う。

①　採用取り消し及び奨学金の返還請求の通知において、通知の日から２か月以内に返還することを通告する（特段の理由がある場合は、役員会で協議する)。

②　返還期日を超えても返還が無い場合には、在学時の保証人への返還請求、または、法的な手段に基づく返還請求を行う。

③　保証人の要件について次のとおりとする。

ⅰ.保証人は、原則として父母、独立した生計を営む４親等以内の成年親族（兄弟姉妹・おじ・おばなど）の方。

ⅱ.学生本人の配偶者・婚約者ではない方。

（その他）

第６条　奨学金事業規程第１条６より、卒業時に同窓会長賞として奨学生を表彰する。

２　奨学生として、在学中および卒業後において同窓会活動に参加する。在学中は、西桜会主催の催事等の周知・参加、広報活動(インタビュー等)への協力、卒業後は、西桜会会員として企画・運営等の活動を行うものとする。

附則

１　この細則は、2020 年 4 月 14 日から施行する。

２　この細則は、2021 年 1 月 15 日から施行する。

３　この細則は、2021 年 11 月 25 日から施行する。

４　この細則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

５　この細則は、2025 年 6 月 19 日から施行する。

第１号様式

学校法人西野学園同窓会　奨学金申請書

年　　月　　日

学校法人西野学園同窓会
会長　今井　直木　様

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　学科・学年＿＿＿＿＿＿科　　年

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿　学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人（父母等）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

学校法人西野学園同窓会奨学金事業募集要項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1）申　請　理　由 (具体的な申請理由を ご記入ください)	

2）同一生計の家族構成　(父・母・兄弟・祖父・祖母等の就労や就学状況をご記入ください)　※○印

続柄	年齢	学生との居住関係(※)	就労・就学状況等(※)	就学中の場合(※)	
		同居・別居	就労中・就学中・就学前・その他	国公立・私立	小・中・高・短大・大・大学院・専門
		同居・別居	就労中・就学中・就学前・その他	国公立・私立	小・中・高・短大・大・大学院・専門
		同居・別居	就労中・就学中・就学前・その他	国公立・私立	小・中・高・短大・大・大学院・専門
		同居・別居	就労中・就学中・就学前・その他	国公立・私立	小・中・高・短大・大・大学院・専門
		同居・別居	就労中・就学中・就学前・その他	国公立・私立	小・中・高・短大・大・大学院・専門

3）その他奨学金等の 支援状況について	
4）自 己 推 薦 文	

学　科　記　入　欄					
学業成績					出席状況（基準：出席率 80%以上）
秀	優	良	可	不可	％

学科記載責任者：氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

学校法人西野学園同窓会西桜会　奨学金事業　作文用紙

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学科・学年＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿科　　年

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜記入上の留意点＞

この書式にデータ入力したものを印刷し提出すること。原則、手書きは不可とする。

指定の文字数に達していれば、文章の量は選考の対象としない。

１．西野学園同窓会西桜会の諸活動について　意欲・想いを詳しく記述してください。【400 字以上】
（同窓会活動の参加意欲・やってみたいこと・その他に考える同窓会への思い）
２．将来の展望　　将来どのような医療福祉職になりたいのか、詳しく記述してください。【200 字以上】
３．奨学金の使い道について【文字数指定なし】

（別紙）

＜作文記入上の留意点および誓約書＞

１.作文用紙にデータ入力したものを印刷し提出すること。原則、手書きは不可とする。

２.指定の文字数に達していれば、文章の量は選考の対象としない。

３.本作文は、応募者本人の考えおよび体験に基づき、自らの言葉で作成するものとする。

４.AI（ChatGPT 等の文章生成ツール）その他の自動生成システム、または第三者による作成、添削の使用を禁止する。

５.提出された作文の内容または文体に不自然な点が認められ、本人の作成によるものではないと判断される場合は、審査の対象外とする。

【誓約欄】

本作文は、私自身の考えおよび経験をもとに、AI ツールを使用せずに作成したことを誓約する。

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（自署）

日付：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日

西野学園同窓会支部規程

（組織・目的）

第１条　支部は、学校法人西野学園同窓会（西桜会）会則第 18 条及び同細則第 3 条に基づき、以下の通り設置する。

（１）道南支部

（２）日胆支部

（３）道央支部

（４）道東支部

（５）道北・オホーツク支部

２　各支部における会員相互の親睦と知識の交換をはかり、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

３　各支部は、次の会員をもって組織する。

（１）西野学園の卒業生で、当該支部の地区内に職場のある者

（２）西野学園の卒業生で、当該支部の地区内に居住している者

（３）西野学園の職員または職員だった者で、当該支部の会員となることを希望する者

（４）その他、当該支部に関係のある団体、個人で、支部が認める者

（役員）

第２条　各支部に次の役員を置く。

支 部 長　　１名

副支部長　　１名

２　その他の役員については、必要に応じ各支部で別途定めて、最大 4 名まで置くことができる。

（役員の選出）

第３条　役員の選出方法や任期等、必要事項は、各支部で別途定める。

２　監査は、西桜会本部役員が行う。

（会議）

第４条　各支部の会議は、各支部が別途定める。

（経費）

第５条　各支部の経費は、西桜会からの活動費、その他寄付金等をもってあて、必要に応じて臨時に負担金を徴収することができる。

（経理）

第６条　本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

２　本会の経理は各支部が行い、会計については、監査結果をもとに、各支部の総会等で毎年報告するものとする。

（慶弔）

第７条　会員の慶事、弔事については、別途、慶弔規定で定める。

（規程の変更）

第８条　この規程の変更は、西桜会理事会において、出席者の過半数の決議を経なければならない。

２　この規程の変更は、支部から、西桜会本部に提案することができる。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、各支部の運営に関する必要な事項は、西桜会本部と協議しながら、各支部において別途定める。

附則

１　この規程は、2024 年 7 月 18 日から施行する。

２　この規程は、2025 年 11 月 13 日から施行する。

ロゴマーク規程

第１条　本会ロゴマークおよび各支部ロゴマーク（以下ロゴマーク）について規程する。

（１）ロゴマークのデータ保存は、本会事務局及び各支部事務局（以下事務局）とする。

（２）ロゴマークの使用については事務局管理とする。

第２条　ロゴマークの使用について以下のとおり規程する。

（１）ロゴマークを使用する場合は、事務局に使用届を提出し、許可を得る。ただし、事務局使用は、省略して構わない。

（２）本会の事業に沿わない場合使用を許可しない場合がある。事務局で判断が難しい事例は、役員会にて決定する。また、使用許可を取り消す場合もある。

（３）ロゴマーク使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に被害を与えた場合にたいしても、本会および事務局はその責めを負わない。

（４）ロゴマークのデザインは、別表の基本デザインを使用することとするが、拡大・縮小、モノクロ化は可能とする。形状の変更は不可とする。

（５）　使用届等の詳細は、細則で定める。

第３条　ロゴマークの新設改廃は、役員会にて決定し、事後の総会にて報告する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、改廃できない。

附則

１　この規程は、2021 年 11 月 25 日から施行する。

２　この規程は、2022 年 5 月 27 日から施行する。

ロゴマーク規程細則

（著作権）

第１条　学校法人西野学園同窓会西桜会のロゴマークは、学校法人西野学園同窓会西桜会が著作権を有する。

（使用許可）

第２条　学校法人西野学園同窓会西桜会のロゴマークの使用については、所定の申請書を西桜会役員会で審査し、使用を許可する。

２　申請にあたっては、「申請書」（別添 1）を提出する。

３　申請を受けて、「許可書」（別添 2）を発行する。

（ロゴ使用料）

第３条　ロゴ使用は基本的に無料とするが、使用の形態等、状況によっては、有料とすることがある。

２　使用を許可された者は、使用期間終了後、速やかに、「ロゴマーク使用終了報告」（別添 3）を提出する。

（賠償）

第４条　著作権を侵害するような不実な使用が認められれば、損害賠償請求を行うことがある。

（改廃）

第５条　本規程の改廃は、西桜会役員会において決定する。

附則

１　この細則は、2022 年 5 月 27 日から施行する。

別添１

申請日　　２０　　年　　月　　日

ロゴマーク使用願い（申請書）

学校法人西野学園同窓会西桜会　様

申請者　氏名（代表）　　印
住　所：
所属先：
連絡先　ＴＥＬ：
　　ＦＡＸ：
　　E-mail：

学校法人西野学園同窓会西桜会のロゴマークを使用したいので、以下の通り申請します。

使用にあたっては、西桜会ロゴマーク規程及び細則を遵守し、使用期間終了後には、すみやかに終了報告を行います。

記

１　使用したいロゴマーク（当てはまるものに〇を付してください。）

［　西桜会ロゴマーク　　西桜会支部ロゴマーク（(　　支部)）　］

２　使用目的

ア　西桜会会員の確認（当てはまるものに〇を付してください。）

［　西桜会会員　　西桜会非会員　］

イ　使用目的（具体的に記入してください。）

３　使用期間

※　西暦　　年　　月　　日（　）　～　西暦　　年　　月　　日（　）

事務局使用欄（この欄には記入しないでください。）

別添２

許可日　２０　　年　　月　　日

ロゴマーク使用許可書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

学校法人西野学園同窓会西桜会
会　長　　今　井　　直　木　　印

貴台の２０　　年　　月　日付け学校法人西野学園同窓会西桜会のロゴマーク使用申請について、審査の結果、貴台の申請内容を適切と判断し、次の通り許可いたします。

記

１　許可対象者

申請者　氏名（代表）
住　所：
所属先：
連絡先　ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-mail：

２　使用許可期間

西暦　　年　　月　　日（　）　～　西暦　　年　　月　　日（　）

３　ロゴ使用料

（　　）無料
（　　）有料（￥　　）・・・料金支払い等については、別途連絡する。

４　留意事項

使用にあたっては、西桜会ロゴマーク規程及び細則を遵守し、使用終了後には、速やかに終了報告書を提出すること。

別添３

報告提出日　２０　　年　　月　　日

ロゴマーク使用終了報告書

学校法人西野学園同窓会西桜会　様

申請者　氏名（代表）　　印
住　所：
所属先：
連絡先　ＴＥＬ：
ＦＡＸ：
E-mail：

２０　　年　　月　日付けで許可された学校法人西野学園同窓会西桜会のロゴマークの使用が終了しましたので、報告します。

記

１　使用実績（使用した事業等での使用の仕方：ポスター、封筒への掲揚など）

２　使用期間

西暦　　年　　月　　日（　）　～　西暦　　年　　月　　日（　）

学校法人西野学園同窓会(西桜会)学科同窓会支援規程

（趣旨）

第１条　本規程は、学校法人西野学園同窓会（西桜会。以下、西桜会とする。）総会で決定した活動計画に基づき、西桜会会則細則第 2 条で定められた西桜会学科同窓会の講習会等における講師料の支援に関し必要な事項を定める。

（支援内容等）

第２条　学科同窓会で計画された講習会等における講師料を支援する。講師料は、西桜会会則細則第 5 条に準じて支援する。

（１）同窓生講師については、1 回 5 千円とし、旅費その他は役員実費と同じとする。

（２）外部依頼講師については所定の料金を支払う。所定の料金が定まっていない場合は 1 回 1 万円とする。

ア　講師料支援合計は、年度内 10 万円までとする。講師料支援申請回数は制限しない。

イ　開催地以外からの参加は、旅費その他は役員実費と同じとする。

ウ　講師は、講演のみならず、シンポジスト、司会、座長などを含む。

（支援申請手続き等）

第３条　支援申請は、次の通りとする。

（１）学科同窓会は、講習会等の開催日から 1 ヶ月前までに、事業計画書（書式自由）を提出する。

（２）提出された事業計画書をもとに、西桜会会則第 15 条 3 及び 4（２）に基づき、西桜会会長が招集する直近の役員会において支援を決定する。

（３）学科同窓会は、講師が決定次第、西桜会学科同窓会講習会等講師料支援申請書（第 1 号様式・第 2 号様式）に必要事項を記載し、郵送、FAX、メール、直接持参等で、西桜会事務局に提出する。

（４）学科同窓会からの支援申請書等をもとに、西桜会役員会で支援内容を決定し、講師料等を支出する。

（５）支援を受けた学科同窓会は、講習会等の終了後、西桜会学科同窓会講習会等報告書（第 3 号様式）を、領収書や該当部分が分かる通帳等の写し等を添付して提出する。

（６）支援申請書・報告書は、各役員に送付されているデータを使用する。

（その他）

第４条　その他必要事項や緊急に対応すべき事項がある場合には、役員会にて決定する。

附則

１　この規程は、2024 年 1 月 26 日から施行する。

２　この規程は、2024 年 3 月 23 日から施行する。

３　この規程は、2024 年 7 月 18 日から施行する。

４　この規程は、2024 年 12 月 7 日から施行する。

５　この細則は、2025 年 6 月 19 日をもって廃止する。

卒業生研究支援事業規程

第１条　本会の事業として研究を支援する。

（１）会員が発表した学会などの発表に対し、細則に基づき研究を支援する。

（２）2 月に公募し、3 月に役員会にて最大 2 人に助成する。

第２条　2021 年より給付する。

この規程は、役員会の議決を経なければ、変更できない。

附則

１　この規程は、2019 年 7 月 6 日から施行する。

２　この規程は、2023 年 12 月 7 日から施行する。

３　この規程は、2025 年 6 月 19 日をもって廃止する。

卒業生研究支援事業規程細則

第１条（趣旨）

この細則は、学校法人西野学園同窓会（以下西桜会）卒業生研究支援事業規程第 1・2 条に基づき、研究支援事業の運営に関し必要な事項を定める。

第２条（応募資格）

応募基準は、次のとおりにする。

１）西野学園の卒業生であること

２）西桜会会員であること

以上の 2 点を満たし、優秀と認められる研究発表に対し、研究支援を行う。

第３条（募集期間、選考方法および研究支援人数）

卒業生研究支援事業規程第 1 条 2 に基づき、第 1 期（10 月）および第 2 期（2 月）に候補者の公募を行い、第 1 期は 11 月、第 2 期は 3 月の役員会にて年度内原則 2 名を選出する。選出後、採用通知書または不採用通知書にて申請者に通知する。

第４条（申請方法）

西桜会 HP 上の所定の研究支援交付申請書(第 1 号様式)に必要事項を記載し、郵送にて西桜会事務局に締め切り日までに提出する。

第５条（支援内容）

1 名当たりの支援品は、採用決定者の指定する 10 万円以内の物品(1 個)とする。採用決定後、支援品申請書(第 2 号様式)に必要事項を記載し、郵送にて西桜会事務局に提出する。

第６条（その他）

１）研究支援は、選考年度内に全国学会相当で発表・講演した研究を対象として、応募された者の中から選考する。

２）研究支援対象者は、研究成果を次年度以降の西桜会主催の講演会等で報告する。

3）研究支援対象者については、西桜会総会懇親会または講演会で表彰を行う。さらに西桜会 HP にて、実名および所属施設名を発表する。匿名希望の場合は、研究支援対象外とする。

附則

1　この細則は、2020 年 4 月 14 日から施行する。

2　この細則は、2021 年 11 月 25 日から施行する。

3　この細則は、2023 年 1 月 26 日から施行する。

4　この細則は、2024 年 6 月 24 日から施行する。

5　この細則は、2025 年 6 月 19 日をもって廃止する。